

草津市公報

発行日 令和3年2月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 2 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

公示送達について(介護保険課) 1
 草津市ロクハ公園等の指定管理者の指定について(公園緑地課) 2
 草津市プレミアム付商品券事業実施要綱を廃止する要綱(健康福祉政策課) 2
 草津市立西一会館の指定管理者の指定期間の変更について(人権政策課) 2
 草津市立常盤東総合センターの指定管理者の指定期間の変更について(人権政策課) 3
 草津市立まちづくりセンターの指定管理者の指定期間の変更について(まちづくり協働課) 3
 生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護扶助のため介護を担当する機関の
 指定について(生活支援課) 3
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく介護支援給付のため介護を担当する機関の指定について(生活支援課) 4
 公示送達について(税務課) 4
 草津市立サンサンホールの指定管理者の指定期間の変更について(総務課) 5
 草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱等の一部を改正する要綱(交通政策課) 5

◎ 公 告

都市計画変更案の縦覧について(都市計画課) 6
 草津市有財産売却処分一般競争入札について(総務課) 6
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 9

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) 10

告示

草津市告示第1号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月4日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 介護保険料額変更決定通知書

令和2年度 第6期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年1月11日に送達があったものとみなす。

令和2年度介護保険料額変更決定通知書公示送達名簿

No.	氏名	住所
1	川原 定夫	草津市笠山四丁目2番43-8号 一二美荘

令和2年度第6期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	松本 慶得	草津市南笠東一丁目13番24号
4	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
5	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
8	構 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
9	中水 龍蔵	草津市東草津一丁目6番25号
10	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
11	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
12	山口 ふちえ	草津市南笠東二丁目9番4号
13	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
14	丸山 納	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
15	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
16	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
17	佐山 義友	草津市木川町918番地 寺前団地 56号棟左

(令和3年1月4日掲示済み)

草津市告示第2号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年1月4日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

名称	所在地
草津市都市公園（野村公園、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）を除く。）	草津市追分七丁目11番2号他
草津市立ロクハ公園駐車場	草津市追分七丁目字上尾619番1他
草津市児童遊園	草津市渋川一丁目4番19号他

2 指定管理者

- 代表団体 草津市西大路町9番6号
公益財団法人 草津市コミュニティ事業団
理事長 清水和広
- 構成団体 草津市下物町571番地
草津造園協同組合
代表理事 松本佳雄
- 構成団体 大阪府大阪市中央区南新町二丁目3番7号
株式会社サンアメニティ大阪
代表取締役 加藤隆志

3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和3年1月4日揭示済み)

草津市告示第3号

草津市プレミアム付商品券事業実施要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年1月6日

草津市長 橋川 渉

草津市プレミアム付商品券事業実施要綱を廃止する要綱

草津市プレミアム付商品券事業実施要綱（令和元年草津市告示第84号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

(令和3年1月6日揭示済み)

草津市告示第4号

指定管理者の指定期間の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定による指定管理者の指定（平成29年草津市告示第357号）について、次のとおり指定期間を変更したので、告示する。

令和3年1月6日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

- 名称 草津市立西一会館
所在地 草津市草津町1446番地1
- 名称 草津市立西一教育集会所
所在地 草津市草津町1446番地1

2 指定管理者

- 名称 特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ
住所 草津市西草津一丁目8番4号
代表者名 理事長 吉田 耕治

3 指定管理期間の変更

「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

(令和3年1月6日揭示済み)

草津市告示第5号

指定管理者の指定期間の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定による指定管理者の指定（平成29年草津市告示第358号）について、次のとおり指定期間を変更したので、告示する。

令和3年1月6日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

名称 草津市立常盤東総合センター

所在地 草津市芦浦町319番地1

名称 草津市立芦浦教育集会所

所在地 草津市芦浦町319番地2

2 指定管理者

名称 特定非営利活動法人 ハート&ライト

住所 草津市芦浦町70番地7

代表者名 理事長 木村 源一

3 指定管理期間の変更

「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

（令和3年1月6日掲示済み）

草津市告示第6号

指定管理者の指定期間の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定による指定管理者の指定（平成30年草津市告示第60号）について、次のとおり指定期間を変更したので、告示する。

令和3年1月7日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

名称 草津市立まちづくりセンター

所在地 草津市西大路町9番6号

2 指定管理者

名称 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

住所 草津市西大路町9番6号

代表者名 清水 和廣

3 指定管理期間の変更

「平成30年4月1日から令和3年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和3年4月30日まで」に変更する。

（令和3年1月7日掲示済み）

草津市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年1月7日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 翔龍会いしい歯科	草津市野村一丁目 20-28エステート 草津メディカルプラザ2階	医療法人社団 翔龍会いしい歯科	草津市野村一丁目 20-28エステート草津 メディカルプラザ2階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年 12月1日

(令和3年1月7日掲示済み)

草津市告示第8号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年1月7日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 翔龍会いしい歯科	草津市野村一丁目 20-28エステート 草津メディカルプラザ2階	医療法人社団 翔龍会いしい歯科	草津市野村一丁目 20-28エステート草津 メディカルプラザ2階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年 12月1日

(令和3年1月7日掲示済み)

草津市告示第9号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管して

おり、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月12日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和3年1月19日に送達
があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	送達先宛名	送達先住所	賦課年度	課税年度分
1	西田 愛		2	2
2	上田 通信	滋賀県草津市野路東五丁目25番22-303号 マリーベルハイツA棟	2	2
3	ZHAO HAOQING	滋賀県草津市笠山三丁目11番9-932号 エクセルシオール滋賀	2	2
4	GE JUNKAI	滋賀県草津市笠山一丁目9番9-107号 笠山清水マンション	2	2
5	HUANG YIMING	中国	2	2
6	PARK HEECHIAN	韓国	2	2
7	YOUNIS MOHAMED YOUNIS ABDELMOTTALES	エジプト	2	2
8	NGUYEN THI PHUONG	京都府京都市伏見区竹田東小塚ノ内町27番地エクセル竹田 201	2	2

(令和3年1月12日揭示済み)

草津市告示第10号

指定管理者の指定期間の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定による指定管理者の指定（平成30年草津市告示第80号）について、次のとおり指定期間を変更したので、告示する。

令和3年1月14日

草津市長 橋川 渉

- 1 公の施設
名称 草津市立サンサンホール
所在地 草津市大路二丁目11番51号
- 2 指定管理者
名称 草津商工会議所
住所 草津市大路二丁目11番51号
代表者名 北村 嘉英
- 3 指定管理期間の変更

「平成30年4月1日から令和3年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和3年4月30日まで」に変更する。

(令和3年1月14日揭示済み)

草津市告示第11号

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱等の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年1月15日

草津市長 橋川 渉

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱等の一部を改正する要綱（草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱の一部改正）

第1条 草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（平成19年草津市告示第266号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「形成計画」を「交通計画」に改める。

第2条および第3条中「形成計画」を「交通計画」に改める。

（草津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正）

第2条 草津市地域公共交通会議設置要綱（平成19年草津市告示第267号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

(草津市有償運送運営協議会設置要綱の一部改正)
 第3条 草津市有償運送運営協議会設置要綱(平成19年草津市告示第268号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第6条第7項中「おこなう」を「行う」に、「非公開とする等」を「非公開等」に改める。

第7条に次の1項を加える。

4 幹事会は、原則公開で行うものとする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開等の適切な措置を講ずるものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員および会議または幹事会への出席者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

付 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

(令和3年1月15日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画変更案の縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに草津市長に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

草津市長 橋 川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
草津市域内 7か所
- 3 都市計画案の縦覧場所
草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計西部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和3年1月5日(火)から令和3年1月18日(月)まで
- 5 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

(令和3年1月5日揭示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産(動産)を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項および草津市契約規則(平成6年草津市規則第10号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売却物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
02060101	通信カラオケ装置 (本体+デンモク他)	エクシング他 UGA-N10他	20,000円 (2,000円)
02060102	スモッキングスタンド (ジャンク品)	ライオン SS-6100N	1,000円 (100円)
02060103	小型机(A)15台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60 ×H45~51cm	7,500円 (750円)
02060104	小型机(H)2台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60 ×H52cm	1,000円 (100円)
02060105	小型机(I)2台 (直接引き取り限定)	不明 W90×D60 ×H33cm	1,000円 (100円)

02060106	小型机 (K) 2台 (直接引き取り限定)	不明 W90×D45 ×H25cm	1,000円 (100円)
02060107	17型スクエア液晶 ディスプレイ	IODATA LCD-AD173SEB	1,000円 (100円)
02060108	室内用すべり台	不明	1,000円 (100円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者
 - エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者
 - カ 公告日から入札期間終了日までの間におい

て、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにヤフー・官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

- (1) 期間 令和3年1月8日（金）から令和3年3月4日（木）まで
- (2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和3年1月14日（木）午後1時から令和3年2月3日（水）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録をおこなう。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
 - (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
 - (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- 8 売払物件公表の日時および場所
- (1) 日時 令和3年1月20日（水）午前10時から午後3時まで
 - (2) 場所 【小型机以外】
草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）
【小型机】
旧草津市立第六保育所 1階（滋賀県草津市大路二丁目11番35号）
 - (3) その他 前日午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。
- 9 入札期間、開札の日時、場所および方法
- (1) 入札期間 令和3年2月18日（木）午後1時から令和3年2月25日（木）午後1時まで
 - (2) 場所 公有財産売却システム上
 - (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
 - (4) 開札日時 令和3年2月25日（木）午後2時
 - (5) 入札確定処理日時 令和3年3月1日（月）午後5時
- 10 入札の無効に関する事項
- 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
 - (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
 - (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
 - (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 契約締結および売買代金支払方法
- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和3年3月4日（木）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしな

いときは、入札保証金は草津市に帰属する。

- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。

- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和3年3月11日（木）までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。

- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまねがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実地調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるため注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
電話番号 077-561-2305
FAX番号 077-561-2483
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和3年1月8日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年1月14日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町1121番地1-207 グランボナール 稲田 聖	草津市矢橋町字中庄司1904番 1 外1筆	438.27㎡	R3.1.14	1523

(令和3年1月14日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第1号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年1月4日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和3年1月20日(水)午後3時00分
- 2 場 所 教育委員会室

(令和3年1月4日揭示済み)

